

放送大学学園情報公開・個人情報管理委員会規程

平成15年10月1日  
放送大学学園規程第7号

改正 平成17年3月31日、平成19年3月30日、  
平成19年4月24日、平成21年3月30日、  
平成25年3月5日、平成27年11月10日、  
平成28年3月15日、平成29年3月28日

(設置)

第1条 放送大学学園に放送大学学園情報公開・個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 情報公開制度及び保有個人情報等の管理に係る重要事項の検討、連絡及び調整に関すること。
- 二 放送大学学園情報公開実施規程（以下「情報公開実施規程」という。）第4条に基づく開示決定等に関すること。
- 三 放送大学学園の個人情報の開示等の手続等に関する規程（以下「個人情報開示等手続等規程」という。）第4条に基づく開示決定等、第12条に基づく訂正決定等及び第18条に基づく利用停止決定等に関すること。
- 四 情報公開実施規程第12条第1項及び個人情報開示等手続等規程第21条第1項に基づく審査請求に対する意見の聴取に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 総括個人情報保護管理者
- 二 理事長が指名する理事
- 三 学長が指名する副学長、附属図書館長及びオンライン教育センター長
- 四 事務局長
- 五 総務部長
- 六 学務部長
- 七 情報部長
- 八 総合戦略企画室長
- 九 その他委員長が必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき又は事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月24日）

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月5日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月10日）

この規程は、平成27年11月10日から施行する。

附 則（平成28年3月15日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。